

2025 年度 感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）登録更新の手引き

感染制御認定臨床微生物検査技師制度協議会 会長 松本 哲哉

感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）の登録更新は、感染制御認定臨床微生物検査技師制度規則により5年ごとに有効期間の最終年に行うことになっています。更新希望者は、下記の要領にしたがって更新手続きを取られるよう案内いたします。

なお、この更新の手引きはICMT資格のみ更新する場合のものです。認定臨床微生物検査技師と同時更新する場合は「認定臨床微生物検査技師・ICMT同時更新の手引き」をご覧ください。

【更新対象者】

2021年1月1日付で資格を取得・更新した者。

【更新資格】

- (1) 感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）として認定された後も引き続き認定臨床微生物検査技師であること。
- (2) 認定を受けてから5年間、感染対策委員会委員、感染対策チーム（ICT）での活動、感染制御に関する教育・指導、またはそれらに準ずる活動を行うとともに、下記に示した感染制御に関する研修プログラムに参加し、30研修単位以上を取得していること。

資格審査基準単位

分類	項目	単位数	備考
学術集会参加	協議会加盟団体主催の全国学術集会	10	
	同上地区、都道府県学会	3	
	上記以外の団体主催の全国学術集会	8	
	同上地区、都道府県学会	3	
	感染症、化学療法に関する国外学会	10	
	その他（細則1）	3	
学術集会・論文・著書発表	学会・研究会における発表（一般演題）：筆頭	8	学術集会参加とは別に取得 依頼原稿、シンポジウム、精度 管理事業報告等は不可
	同上：共同	3	
	論文（原著、症例報告）発表：筆頭（細則1）	10	
	同上：共同	5	
	その他の論文、技術解説、総説：筆頭	5	
	同上：共同	3	
	著書発表：筆頭	5	
講習会参加	講習会、研修会の参加または発表		
	講習会（受験・更新に関する細則2）	10	
	その他（受験・更新に関する細則2）	3	
	厚生労働省委託 院内感染対策講習会	10	
	認定臨床微生物検査技師・ICMT 合同講習会	5	
	ICD 制度協議会が主催するICD 講習会	5	
	ICMT 協議会が推薦するセミナー、講習会、教育プログラムへの参加	3	更新単位としてのみ認定する
教育活動	協議会主催の教育活動等（講師・実務委員等）	5	協議会所属7団体で微生物学関連のものに限る
	臨床検査技師養成施設における教育活動	5	

【更新申請書類一式の入手】

更新に必要な書類一式（更新申請書 1, 2, 3）は、日本臨床微生物学会ホームページ内、感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）制度（https://www.jscm.org/icmt_new/guidance.html）からダウンロードすること。

【更新申請手続き】

- (1) 記入済みの申請書類一式を整え、原本とコピー 1 部の併せて 2 部を ICMT 協議会宛に簡易書留・レターバックプラスまたは宅配便で送付する。
- (2) 表書きに“ICMT 資格更新申請書類在中”と朱書する。
- (3) 海外赴任、海外留学、病气療養等のやむを得ない理由により更新できない場合は、更新期限を延長することができるので、事務局へ連絡する。

【申請書類】

※下記申請書類 (1)～(3) は各コピー 1 部を同封のこと。

- (1) ICMT 更新申請書 (ICMT 更新申請書 1)
※協議会からの通知は、原則、勤務先へ郵送されるので、施設名だけでなく所属部署まで記載すること。
- (2) 研修単位取得申請書 (ICMT 更新申請書 2)
- (3) 感染制御活動記録証明書 (ICMT 更新申請書 3 または 4)
※所属施設異動のため、前施設から証明を受けることが困難な場合は、ICMT 更新申請書 4 を使用のこと。なお、ICMT 更新申請書 4 により更新した際は、異動先（現施設）において感染制御活動を行い、次回更新時には ICMT 更新申請書 3 の提出を必須とする。
- (4) 申請書類受領連絡用はがき 1 枚（官製はがきの表面に申請者の住所・所属・氏名を記入）

【申請受付期間】

2025 年 9 月 1 日～30 日（消印有効）

2023 年度から更新申請の受付期間を早めましたので、ご注意ください。

【申請書類送付先】

〒141-0022 東京都品川区東五反田 4-7-25 TY ビル 3 階

日本臨床微生物学会事務局内 ICMT 協議会

※表書きに“ICMT 資格更新申請書類在中”と朱書すること。

【審査方法】

提出された申請書類について、受験・更新資格審査委員会が更新審査を実施する。

【審査発表】

資格更新審査合格者には認定証と ID カードを郵送する。

【その他】

- (1) 提出書類は、すべて A4 判の大きさに提出すること。
- (2) 提出書類は受領後、如何なる理由があっても返却しないので注意すること。
- (3) 本制度に関して不明な点は、日本臨床微生物学会事務局まで文書にて問い合わせること。

以 上